

平成 29 年度 第 2 回 富士見市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	平成 30 年 2 月 6 日 (火) 13 時 30 分 市長公室
出席委員の 氏名及び職業	委員長 尾崎 晴男 (東洋大学 総合情報学部 教授) 委員 平岡 直也 (あおい総合法律事務所 弁護士) 委員 吉田 智也 (中央大学 商学部 准教授)
事務局等職員の 氏名及び職名	総合政策部長 島田臣己 契約検査課長 本多忠嗣 主査 長崎誉満 主事 伊藤大毅 下水道課 主査 関口宏幸 地域文化振興課 主任 鈴木 健一 安心安全課 主事 山田 好貴 道路治水課 主査 鈴木 正明 教育政策課 主任技師 深澤 隆
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 (契約検査課長) 2 委員長あいさつ (尾崎委員長) 3 議事 (進行=尾崎委員長) <ol style="list-style-type: none"> (1) 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> ①建設工事等に関する入札及び契約状況について ②入札参加停止情報について (2) 審議案件 <ol style="list-style-type: none"> ①建設工事案件に係る審議 (一般競争入札) 2 件 ②建設関連業務案件に係る審議 (指名競争入札) 2 件 ③建設工事案件に係る審議 (随意契約) 1 件 ④建設関連業務案件に係る審議 (随意契約) 1 件 (3) 委員による協議 (4) 審議結果講評 (5) その他 4 閉会 (契約検査課長)

議事の経過

主な意見・質問等	内容・説明等
(1) 報告事項 (事務局から説明) <ol style="list-style-type: none"> ①建設工事等に関する入札及び契約状況について ②入札参加停止情報について 	事務局：資料 1～6 に基づき説明を行った。 事務局：資料 7 に基づき説明を行った。

(2) 審議案件（事務局・担当課から説明）

平成 29 年度上期執行入札及び随意契約より 6 件抽出。

案件抽出委員：選定理由は、落札率が高い案件、低い案件、及び設計額が高額な案件を抽出した。

①建設工事案件に係る審議（一般競争入札）2 件

1 別所雨水幹線築造工事（第 3 工区）

委員：昨年度は落札率に対設計額の 90%になる案件が多かった気がするが、本件はどの事業者も入札額が 90%を下回っている。昨年度との違いが何かあるのか。

委員長：担当課は積算時に何かシステム等を使用しているのか。

委員：本件はどういった工事なのか。

委員：本件は第 3 工区ということだが、どこまで続いていく事業なのか。

委員：第 1、2 工区とは異なる事業者が受注しているのか。

委員長：昨年秋に台風が発生したが、どう対応したか。

委員長：本件は水路の工事のため、降水量の多い時期を避けての発注となると、第 4 工区の工事でも夏以降の発注となるのか。

委員長：この案件については妥当ということで審議を終了する。

2 市民文化会館キラリふじみ中央監視装置更新工事

委員長：本件の設計はどのように行ったのか。

委員長：見積りは何者から徴取したのか。

委員：中央監視装置というのはどういうものか。

事務局：資料「様式第 6 号その 1」に基づき案件の説明を行った。

事務局：建築工事は経費が比較的低い積算基準のため、最低制限価格の計算式上、予定価格の 90%に設定されることが多いが、本件のような土木工事については、経費が比較的高い積算基準であるため、予定価格の 90%を下回る金額で設定されることが多いことが主な要因と考えられる。

担当課：民間のシステムを使用している。

担当課：上流が市街化調整区域から市街化区域になったことにより、流れる雨水量の増加が見込まれるため、既設の水路を拡大する工事である。

担当課：第 4 工区まで計画している。

担当課：第 1～3 工区とも全て異なる事業者が受注している。

担当課：水が溜まらないようにポンプで吸い上げ等を行い対応した。

担当課：台風の時期は避けたいので、秋から冬にかけての工事となる。

事務局：資料「様式第 6 号その 1」に基づき案件の説明を行った。

担当課：工事の各項目の金額や内容について事業者から見積りの徴取や聞き取りを行ったうえで内部設計をした。

担当課：1 者から徴取した。

担当課：施設の熱源、空調及び衛生設備等の各機器を一括して管理するもの。

委員長：本件業務は電気工事業者が行えるものなのか。

委員：今回、設計金額に近い金額で入札している事業者が多く見受けられる。こういった特殊な内容を含む案件については、地域要件を広げるといった選択肢もあると思うがどう考えているか。

委員長：この案件については妥当ということで審議を終了する。

②建設関連業務案件に係る審議（指名競争入札）2件

1 富士見市民文化会館キラリふじみ第1次舞台設備等改修工事実施設計業務委託

委員長：今回指名した4者について、1者は昨年度基本設計業務を受注した事業者であるが、他の3者はどうやって選定をしたのか。

委員長：設計はどのように行ったのか。

委員長：設計の際に何か参考にしたものはあるか

委員長：何者から徴取したのか。

委員：基本設計と実施設計はそれぞれどういうものか。

委員長：本件のような建築関係のコンサルタント業務の場合、最低制限価格はどう取り扱われるのか。

委員：今回は最低制限価格が予定価格の80%を下回っているのか。

委員：入札の際、事業者に公表していることは何か。

委員長：この案件については妥当ということで審議を終了する。

2 富士見市地域防災計画修正業務委託

委員：本件業務は何年に1度行っているのか。

担当課：工事内容は機器の入れ替えとソフトの組み立ての2つに分かれ、ソフトの組み立てについて落札事業者自身が行えない場合は、関連業者や下請け業者が請負うことが考えられる。

事務局：地元企業の育成、存続の観点からなるべく市内業者へ発注を行うという考えを原則としつつ、特殊性のある案件については、地域要件や業種等の幅を広げることにより対応していきたい。

事務局：資料「様式第6号その2」に基づき案件の説明を行った。

事務局：他団体で舞台関係の設計を行った実績のある事業者を選定した。

担当課：主に作成図面の種類ごとに人件費を算出し、設計を行った。

担当課：事業者からの見積りを参考にした。

担当課：1者から徴取した。

担当課：基本設計は主に工事概要の計画や工事費の算出を行うものであり、実施設計は基本設計を基に工事発注の際に必要な図面等の資料を作成するものである。

事務局：国と同じ基準を用いていて、上限額は予定価格の80%で設定している。

事務局：そのとおり。76.67%である。

事務局：設計金額と業務内容のみ提示している。

事務局：資料「様式第6号その2」に基づき案件の説明を行った。

担当課：何年に1度ということは決まっていない。現行の計画が策定されたのが平成26年3月で、その後、関係法令の改正や当市において台風、水害の被

委員長：本件の中で、一番メインとなる項目は何か。

委員長：修正を行うに当たりこういった仕様書になっているのか。

委員：業務概要の中に「避難所カルテの作成」という項目があるが、どういう業務か。

委員：本計画の完成後、どのように活用していくのか。

委員長：今回最低制限価格を下回り、失格した事業者が2者いるが、どう考えるか。

委員長：この案件については妥当ということで審議を終了する。

③建設工事案件に係る審議(随意契約)1件

1 道路整備工事(斎場関連)に伴う付帯工事

委員：本件は付帯工事ということになっているが、こういった工事なのか。

委員長：本体工事の工期は伸びてしまったのか。

委員長：切り回しの状態はどのくらい続いたのか。

委員：今回のように追加工事が発生した場合は、全て随意契約で対応しているのか。

委員：変更契約で増額する際、金額の上限はあるのか。

委員：今回随意契約を締結した理由の中で、合算経費により経費削減ができるとあるがこれはどういうことか。

委員長：本件はどれくらいの諸経費が削減できたのか。

委員長：本件の設計はどのように行ったのか。

委員長：仮に本件について入札を実施し、本件工事

害に遭っている経緯もあり、本件を発注した。

担当課：地域防災計画の修正である。

担当課：防災計画が関係法令に基づいているかの確認や当市の内部事情を組み込んだ計画に修正をする等の事項が仕様となっている。

担当課：「避難所カルテの作成」については、今回新規の項目である。内容については、市内の小学校が避難所として開放した際の収容人数、設備の状況、及び避難所のレイアウト等の情報を整理する業務である。

担当課：本計画に基づいて、地域ごとの詳細な計画の作成に役立てられる。

事務局：本件は最低制限価格が上限である予定価格の80%に設定された。失格になった事業者については予定価格の78.55%、78.79%で入札しているので、ギリギリの金額を狙った結果だと考えられる。

担当課：資料「様式第6号その3」に基づき案件の説明を行った。

担当課：元々砂利路盤で切り回し道路を開放する予定だったが、地域の方々からの要望により、アスファルト舗装を行った工事である。

担当課：そのとおり。年度内に完了することができず、繰越工事となった。

担当課：約1箇月続いた。

担当課：本件が本体工事と同じ予算年度の発注ならば変更契約で対応できたが、本体工事が繰越工事のため、1者随意契約で対応した。

事務局：国のガイドラインでは本体工事費の3割までを目安とし、変更部分が本体工事と一体不可分な場合はこの限りではないとしている。

担当課：現場管理費や共通仮設費等の諸経費が削減できる。

担当課：金額でいうと約60万円で、1割程度の削減ができた。

担当課：歩掛を基に設計を行った。

事務局：本体工事も行っているため、本体工事請負

とは異なる事業者が受注した場合、どういうことが考えられるか。

委員長：この案件については妥当ということで審議を終了する。

④建設関連業務案件に係る審議（随意契約）1件

1 市立水谷中学校トイレ改修工事（I期）監理業務委託

委員：本件は1者随意契約を締結した案件だが、契約締結までに6回見積もりを提出している。これはどういうことか。

委員長：本件の設計はどのように行ったのか。

委員：本件はどのような業務内容なのか。

委員：設計業務と監理業務を1つの業務にして、入札を行わないのか。

委員：同一の工事で、設計業者と監理業者が異なる場合はあるのか。

委員：監理業務を発注するか否かは、どういう経緯で決定するのか。

委員長：この案件については妥当ということで審議を終了する。

(3) 委員による協議

(4) 審議結果講評

審議案件について

（意見具申については、委員会意見の項目に記載）

事業者でない事業者が同現場に入った場合、現場の施工上のとりあい等の面で混乱する可能性がある。また、将来に渡っての瑕疵の問題もあるので、複数の請負事業者が同現場に入ることは好ましくないといえる。

担当課：資料「様式第6号その3」に基づき案件の説明を行った。

事務局：通常、入札の場合は設計額を公表しているが、随意契約の場合は、一切公表しないことになっている。したがって、予定価格の範囲内で見積書を提出する、又は事業者が辞退するまでは見積書を提出し続けるという方式を取っている。

担当課：埼玉県設計監理委託料算定基準を基に設計を行った。

担当課：定例打ち合わせ、材料検査、工事の進捗状況の確認及び設計変更の対応等が業務に含まれている。

事務局：設計業務は工事を発注する前年度または前々年度に行い、そこで工期や監理業務の設計額を算出するので、一括発注は難しいということで別発注している。

事務局：監理業務については設計受託業者と随意契約を行っている。なお、監理業務を発注しない工事もある。

事務局：予算編成時に年度全体の工事数や各工事の規模等を総合的に勘案し決定する。また、規模が比較的小さな工事については設計業務についても当市の技師が行う場合もある。

<p>委員各位：承認</p> <p>(5)その他</p>	
------------------------------	--

委員会意見	◆設計を行う際に参考見積りを徴取する場合は、1者からではなく、複数者から徴取すべきである。
-------	---